

# グローバル社会における 個人住民税のあり方

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日)(抄)

- 地方入国管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないこととするとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。

また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。

[法務省(国税庁、総務省)]《施策番号95》

- 受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずることとし、出入国在留管理庁(平成31年4月発足)は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。[法務省]《施策番号96》

- 個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。

地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック(仮)」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。[総務省]《施策番号97》

## 【参考】外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(社会保険部分抜粋)

○ 地方入国管理官署における外国人の在留資格変更・在留期間更新時や、ハローワークにおける求人受理時等において、関係行政機関が連携を図ることにより、外国人雇用事業所や外国人の社会保険への加入促進に取り組む。

このため、新たな在留資格による外国人について、特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり、社会保険制度上の義務の履行状況などを確認することとし、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした受入れ機関については受入れを認めないこととする。また、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項や所属機関の情報及びその帯同家族の情報を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を行うことにより、社会保険の加入促進に取り組む。加えて、国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。

上記の新たな在留資格における法務省から厚生労働省等への情報提供等や在留期間更新許可申請等に係る取組については、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。

[法務省、厚生労働省]《施策番号93》

## 特定技能外国人受入れに関する運用要領

平成31年3月に出入国管理庁(当時は、法務省入国管理局)が策定した特定技能外国人に受入れに関する運用要領には、

- ・ 特定技能外国人が納税義務を履行していない場合は、(在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請に対して)消極的な要素として評価される旨記載されるとともに、
- ・ 特定技能所属機関(特定技能外国人を雇用する者)についても、納税義務等を特定技能外国人に十分理解させることが求められることが記載されている。

### 第4章 特定技能外国人に関する基準

#### 第3節 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請時の取扱い(抜粋)

(2)納税義務のほか公的義務の履行に関するもの

- 納税義務がある場合には、当該義務を履行していることが求められ、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されることとなります。例えば、納税義務不履行により刑に処せられている場合のみならず、納税義務を履行していないことが判明し、納税義務を履行するよう助言・指導されたにもかかわらず、引き続き納税義務を履行していない場合(ただし、納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けている場合を除く。)には消極的な要素として評価されることとなります。
- 特定技能所属機関においても、雇入時の労働条件の明示や1号特定技能外国人支援計画の実施に当たっては、納税義務や社会保険料の納付義務の履行について、特定技能外国人に十分に理解させることが求められます。

#### 【確認対象の書類】

○ 地方税

- ・直近1年分の個人住民税の課税証明書及び納税証明書
- ・納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し

\*納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合

## 【参考】在留期間の更新に当たって納税証明書が必要とされる根拠規定及びその考慮の程度

### 出入国管理及び難民認定法(抄)

(在留期間の更新)

第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。

3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

4 (略)

### 出入国管理及び難民認定法施行規則(抄)

(在留期間の更新)

第二十一条 法第二十一条第二項の規定により在留期間の更新を申請しようとする外国人は、在留期間の満了する日までに、別記第三十号の二様式による申請書一通を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、写真一葉並びに申請に係る別表第三の五の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方入国管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3~6 (略)

※ その上で、別表第三の下欄には、多くの在留資格で「年間の収入及び納税額に関する証明書」が掲げられている。

### 「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」(入国管理局) (抄)

在留資格の変更及び在留期間の更新は、入管法により、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているところ、この判断に当たっては、以下のような事項を考慮します。…3以下の事項については、適当と認める相当の理由があるか否かの判断に当たっての代表的な考慮要素であり…(以下略)

#### 6 納税義務を履行していること

納税の義務がある場合には、当該納税義務を履行していることが求められ、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、納税義務の不履行により刑を受けている場合は、納税義務を履行していないと判断されます。

なお、刑を受けていなくても、高額な未納や長期間の未納などが判明した場合も、悪質なものについては同様に扱います。

日本で生活を始める外国人の方が、日本での円滑な生活を送るために生活全般に関する基礎的な情報を取りまとめた「生活・就労ガイドブック」においても、出国した場合の個人住民税の徴収について明記されている。

### 第8章 税金(抜粋)

#### 2 住民税

##### 2-1 住民税とは

住民税は、住んでいる都道府県と市町村に納める税金のことで、1月1日現在で日本に住所のある方は、住民税の対象となります。

都道府県民税と市町村民税の2つを合わせたものを「住民税」といい、一括して市町村に納めます。

住民税は、住民に定額の負担を求めるもの(均等割)と前年の所得の額に応じて負担を求めるもの(所得割)などがあります。所得割の税額の計算は所得税と同様の仕組みとなっています。

##### 2-2 住民税の納付

###### (1) 普通徴収

市町村が送付する納税通知書によって、年間の税金を4回に分けて納めます。

###### (2) 特別徴収

事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税を差し引いて納めます。

##### 2-3 日本から出国する場合

住民税は、前年の所得に対して、1月1日現在で住所のある市町村で課税されますので、年度の途中で日本から海外へ転出しても、その年度の住民税は納める必要があります。日本から出国するまでの間、勤務先が支払う給与から住民税が徴収されていた場合には、最後の給与から未納分の税金を一括して徴収してもらう方法(一括徴収)があります。

また、日本から出国するまでに住民税を納めることができなかった場合は、出国する前に日本に住んでいる方を「納税管理人(納税者に代わって税金を納める人)」として定めてお住まいの市町村に届け出てください。未納分の税金については、納税管理人に通知されます。